屋外広告物法第７条第４項に基づく保管及び処分公告

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第７条第４項の規定に基づき、禁止物件（兵庫県屋外広告物条例第５条第１項及び２項）に表示されていた広告物等の保管について、次のとおり公告する。

令和８年(2026 年)10 月８日

宝塚市長　森　臨太郎

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保管した広告物等の種類及び数量 | はり札 | 立看板 | 広告旗 | |
| | 3 | 0 | 0 | |
| 保管した広告物等が表示されていた場所 | 山本丸橋、雲雀丘 | | | |
| 広告物等を除却した日 | 令和８年 10 月６日 | | | |
| 広告物等の保管を始めた日 | 令和８年 10 月６日 | | | |
| 広告物等の処分をする日 | 令和８年 10 月 22 日 | | | |
| 広告物等の保管場所 | 宝塚市東洋町１－１ | | | |
| 返還を求める場合の連絡先 | 宝塚市役所都市整備部都市計画課<br>電話　０７９７－７７－２０８８ | | | |